



平成29年8月22日

9月から業務委託における最低制限価格制度を変更します

1 業務委託契約における最低制限価格制度の設定対象業務の拡大について

本市が発注する業務委託では、業務の適正な履行を確保するため、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱及び同運用指針に基づき、最低制限価格を設定しています。

この度、業務の品質低下につながるダンピング受注の防止対策を強化するため、**平成29年9月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から、次のとおり制度の見直しを行います。**

2 制度見直しの概要

次のとおり、**最低制限価格制度の設定対象業務を拡大します（上下水道局発注分を含む）。**

対象業務		設定基準
現行	新規追加	
業種「地質調査」 業種「測量」 業種「補償コンサルタント」 業種「建物清掃等」 業種「屋外清掃」	業種「警備」（種目「機械警備」を除く。） 業種「その他」種目「除草、せんてい等 樹木管理」	予定価格に10分の8を乗じて得た額
業種「建設コンサルタント」	業種「建築設計」 業種「設備設計」	予定価格に100分の72を乗じて得た額

※ 随意契約（見積り合わせを含む）、WTO 政府調達協定の適用を受ける契約及び総合評価落札方式を適用する一般競争入札は、適用対象外となります。

※ 交通局及び病院局で入札を行う業務委託契約については、別途定めた基準によります。

※「最低制限価格制度」とは

競争入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としませんが、契約の内容に適合した履行を確保するため、例外として最低の価格で入札した者以外の者を落札者とする制度です。

あらかじめ最低制限価格を設定した契約では、その金額を下回る金額の入札は「無効」となり、「最低制限価格以上、予定価格以下」の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者としします。

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係

電話 044-200-2097